

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

福岡県個人情報保護条例の一部改正について（答申）

平成27年5月1日27広第17号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴う改正について

同法の趣旨を踏まえ、福岡県個人情報保護条例においても、特定個人情報の適正な取扱いが確保され、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置が講じられることから、適当なものと認めます。

なお、万が一、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損等が発生した場合、県民の権利利益に重大な影響を及ぼすことから、実施機関に対しては、特定個人情報の適正な取扱いに万全を期すよう要望します。

2 個人情報を取り巻く環境の変化を踏まえた改正について

高度情報通信社会の進展に伴う電子計算機等の急速な普及や利用率の向上、情報セキュリティ機能の強化等及び現行条例の運用状況を踏まえ、「公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合」には福岡県個人情報保護審議会の意見聴取を不要とする改正について、適当なものと認めます。